

随意契約ガイドライン

阪神水道企業団総務部総務課契約係

令和6年4月

1 策定の目的

本ガイドラインは、公共工事や物品調達・委託業務などの契約を締結するにあたって、契約方式の例外である、随意契約の方法によることができるかどうか判断する際の参考とするために作成したものである。

随意契約により契約を締結しようとするときは、個々具体的・客観的に、地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）に該当するかどうか判断すべきものである。

そこで、競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約とせず競争入札とするよう改めて点検するとともに随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するものである。

なお、随意契約ガイドラインの対象は、当企業団が締結する全契約とする。

2 随意契約

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、地方公営企業が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができるのである。

随意契約には、単数の者より見積書を徴する特命随意契約（1者随契）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、地方公営企業法（地方自治法）やその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、企業団が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、企業団として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

3 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要である。

- 1 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- 2 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則である。
- 3 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。
- 4 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることになる。

なお、見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、阪神水道企業団契約規程（平成27年3月27日管理規程第2号）第22条で規定する資格の認定を受けた者の中から行わなければならない。ただし、資格の認定を受けた者の中から選定できない特別な事由がある場合については、資格の認定をされている者以外から選定することも可能である。

4 随意契約ができる場合

(1) 少額の契約（地方公営企業法施行令（以下「地公企令」という）第21条の13第1項第1号（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号））

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。しかしながら、本号に該当させるため、一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

阪神水道企業団契約規程では、次のように定めている。（金額：税込み未満）

【第25条の2】

- 1 工事又は製造の請負（130万円）
- 2 財産（公有財産、物品、債権、基金）の買入れ（80万円）
- 3 物件（情報処理機器、ソフトウェア等）の借入れ（40万円）
- 4 財産の売払い（30万円）
- 5 物件の貸付け（30万円）
- 6 前各号以外（業務委託等）のもの（50万円）

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（地公企令第21条の13第1項第2号（施行令第167条の2第1項第2号））

不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

【共通事項】

- 1 国又は地方公共団体との直接契約の場合
公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む。
- 2 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

【工事等】

- 1 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- 2 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に

使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【物品納入・業務委託等】

- 1 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等
- 2 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
- 3 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
・不動産の買入れ等
- 4 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
- 5 試験をするため物品の製造等をさせる場合
・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- 6 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- 7 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- 8 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- 9 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- 10 健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- 11 施設の維持管理において、他の施設（当企業団以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- 12 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

【特記事項】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されているが、後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
(地公企令第21条の13第1項第3号(施行令第167条の2第1項第3号))

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作された物品を当該福祉施設関連施設等から買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。工事契約は該当しない。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
(地公企令第21条の13第1項第4号(施行令第167条の2第1項第4号))

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

施行令の規定に基づき、阪神水道企業団契約規程で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

地方公営企業法施行規則第53条の1により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

(5) 緊急の必要によるもの（地公企令第21条の13第1項第5号（施行令第167条の2第1項第5号））

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被る場合である。

【工事等】

- 1 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付す時間的余裕がない場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等】

- 1 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れ、水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合
- 2 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
- 3 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買入れる場合
- 4 天変地異その他災害等により緊急に調達のある場合
- 5 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合
- 6 水道施設等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合

- (6) 競争入札に付することが不利なもの（地公企令第21条の13第1項第6号（施行令第167条の2第1項第6号））
競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

【工事等】

- 1 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- 2 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- 3 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等】

- 1 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること
- 2 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格を

もって契約しなければならないこととなる場合

- 3 契約金額以外の条件が当企業団にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により当企業団に不利となる場合等）
- 4 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
- 5 リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- 6 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること
- 7 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの（地公企令第21条の13第1項第7号（施行令第167条の2第1項第7号））

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

【工事等】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- 2 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- 1 ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- 2 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき（地公企令第21条の13第1項第8号（施行令第167条の2第1項第8号））

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができることとされている。

【共通事項】

- 1 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- 2 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

【特記事項】

- 1 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- 2 契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき（地公企令第21条の13第1項第9号（施行令第167条の2第1項第9号））
落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【特記事項】

- 1 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- 2 履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。
- 3 落札金額の範囲内で契約すること。